

公立大学法人宮崎公立大学学習支援等業務に従事する臨時職員に関する規則

平成29年4月1日

規程第137号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人宮崎公立大学臨時職員就業規則に定めるもののほか、法令等に基づく合理的配慮の範囲における学習支援等の業務に従事する臨時職員（以下「学習支援等従事職員」という。）の職務、勤務時間等必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学習支援等従事職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学習支援等従事職員の雇用の際に指定した学習支援等を行う学生（以下「支援学生」という。）に対する法令等に基づく合理的配慮の範囲において行う学習活動への支援
- (2) 支援学生に対する法令等に基づく合理的配慮の範囲において行う生活活動への支援
- (3) その他、一般的な事務業務

(賃金)

第3条 学習支援等従事職員の給料は、臨時職員就業規則第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、日額 8,760円とする。

- 2 学習支援等従事職員が勤務をしなかった場合は、休日又は休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認を得た場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、前項に規定する日額を1日当たりの勤務時間数で除した賃金額の減額を行う。

(勤務時間等)

第4条 学習支援等従事職員の勤務時間は、1日につき8時間以内、1週につき35時間とし、支援学生の授業の履修登録状況を考慮し、必要な期間毎に別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、支援学生の学習活動への支援又は生活活動への支援（以下「学習支援等」という。）のため特に必要があると認める場合は、勤務を要する日及び勤務時間を変更することができる。

(雇用期間及び雇用終了)

第5条 雇用期間は、臨時職員就業規則第2条第2項の規定に関わらず、1年又は6月以内とし、支援学生の学習支援等が必要な期間においては、これを更新することができる。

- 2 臨時職員就業規則第3条及び第4条の規定の他、支援学生が長期に出席しないことが明らかな場合又は退学等により学生でなくなった場合は、雇用を終了する。

(その他)

第6条 第2条から第5条までに規定するものを除き、勤務条件その他については、臨時職員就業規則に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。